

議案第 5 3 号

天理市水道事業給水条例の一部改正について

天理市水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年 9 月 3 日提出

天理市長 並 河 健

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天理市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月天理市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 1 号中「15,000 円」を「10,000 円」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 指定給水装置工事事業者の指定を更新する場合 1 件につき 10,000 円
第 39 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 35 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。